

手順1 新たな認定の対象になるか確認する

以下のすべてを満たす方が対象となります。

- ・ 油症発生当時(昭和43年)、油症患者(認定患者)と同居していた
- ・ 油症発生当時(昭和43年)、カネミ倉庫社製の米ぬかを摂取した
- ・ 現在、心身の症状があり、治療その他の健康管理が継続的に必要

手順2 申請先を確認する

- ・ 原則として、現在お住まいの都道府県に申請する必要があります。
- ・ 福岡県での申請先
北九州市、福岡市、大牟田市にお住まいの方 → 各市へ申請
その他の地域にお住まいの方 → 福岡県へ申請

手順3 申請に必要な書類を準備する

- (1) 認定申請書(様式1)
 - ・ 記載要領を参考に、必要事項を記載してください。
- (2) 認定患者と同居していたことが確認できる書類
 - ・ 同封のパンフレット(4ページ)を参考にしてください。
 - ・ ご不明な点があれば、ご遠慮なくお問い合わせ下さい。
- (3) 医師の意見書(様式2)
 - ・ 必要事項を記載の上、意見書の作成を医師にご依頼下さい。
 - ・ 作成を依頼するにあたり、同封の「意見書の作成に当たっての留意事項」を医師にお渡しください。

手順4 申請書類を提出する、結果の通知を受ける

- ・ 提出方法は、特定記録郵便による郵送または窓口への持参です。
- ・ ファックスによる提出は受理できません。
- ・ 申請後、専門医等からなる油症診定会議において、審査を行います。
- ・ 審査結果については申請者全員に通知しますが、申請時期により結果通知の時期が異なる場合があります。

*ご不明な点があれば、ご遠慮なくお問い合わせ下さい

問い合わせ先(申請先)	電話番号	ファックス
大牟田市(保健衛生課)	0944-41-2669	0944-41-2675